

令和5年度 保育所・認定こども園等 入所(園)のしおり



入所(園)申込受付期間
令和4年10月17日(月)~10月31日(月)

【お問合せ】

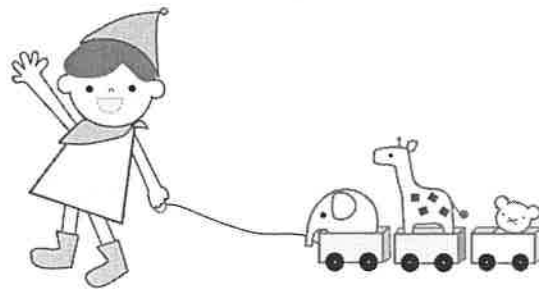
米原市役所くらし支援部こども未来局保育幼稚園課
米原市米原 1016 番地
TEL 0749-53-5133 (直通)

このしおりに記載している内容は令和4年10月時点の情報です。今後、国等の動向により内容が変更になる場合がありますので、あらかじめ御了承ください。



目 次

○ 昨年度からの変更点	1～2
1. 「子ども・子育て支援制度とは」	3
2. 教育・保育給付認定とは	3～4
3. 各施設の利用年齢と特徴	4
4. 保育所・認定こども園長時部・ 地域型保育（小規模保育事業所）が利用できるのは	4～5
5. 通園方法は	5
6. 給食の提供について	6
7. 保育料について	7～9
8. 申込み手続の電子申請について	9
9. 幼稚園・認定こども園短時部への申込み手続は	9～11
10. 保育所・認定こども園長時部・ 小規模保育事業所への申込み手続は	11～15
11. 保育所・認定こども園長時部・ 小規模保育事業所への利用の決定は	15～17
12. よくある質問（各種Q&A）	17～23
13. 米原市内の保育所・幼稚園・ 認定こども園・小規模保育事業所一覧表	24
14. 公立認定こども園における延長保育事業について	25
15. 一時預かり事業の実施について	26
16. 保育士等の子どもの利用調整上の優先について	27
17. 入園した場合の園児の1日について	28
18. 記入例	29～31



昨年度からの変更点

1. 保育所等への入園申込みの手続方法が変わります。

○市内保育所、認定こども園長時部、地域型保育事業、幼稚園、公立認定こども園短時部への新規利用・転園希望の方

⇒原則スマートフォンやパソコンを使った電子申請での申込みになります。

※インターネット環境が利用できないなど、電子申請の利用が困難な場合は書面で御提出をお願いします。

○在籍している保育所等の継続利用希望の方、在園児きょうだいの新規利用希望の方

⇒電子申請または書面での申込みになります。

○市内私立認定こども園短時部、市外保育所等の利用希望の方

⇒書面での申込みになります。

※受付期間および受付場所等は、P 9～14 を御確認ください。

※電子申請の方法は、市役所各窓口、各園に設置している申込み書類および電子申請の申込み手順書を御確認ください。

2. 利用調整基準に規定する項目内容を一部変更します。

①保育士等への加点

これまで市内の保育施設等に勤務する保育士等のみを加点の対象としていましたが、市外（県内）の保育施設等に勤務する保育士等も加点の対象とします。

②医療的ケアが必要な子どもへの加点

呼吸管理、吸引等、医療的ケアが必要であると客観的に認められる子どもに対する加点項目を追加します。

③広域利用者への減点

市外在住者が市内保育所等を利用する場合（転入予定者を除く）の減点について、市内保育施設等で就労または就労予定の者は減点の対象から除外します。

※利用調整に関する基準は、市ウェブサイトに掲載していますので御確認ください。

3. 申請書等の様式が変わります。

電子申請の推進に伴い、申請書、保育を必要とする各証明書の様式を変更しています。

①米原市施設型給付費等教育・保育給付認定申請書

これまで第4・5希望園は別紙での記載が必要でしたが、申請書に第5希望園までの記載が可能となります。記入例はP 30、31 を御確認ください。

②就労証明書

市独自の様式から国基準の様式に変更します。なお、自営業従事や内職従事の方も就労証明書により、保護者の就労状況の確認を行います。

※自営業従事者や専従者等の場合、添付書類が必要になりますので御注意ください。

4. 米原市立山東幼稚園の令和5年度の募集について

地域の少子化、共働き家庭の増加により就園児数の減少が課題となっている米原市立山東幼稚園について、現在3歳児クラスに在籍されるお子さんが卒園される令和7年3月に山東幼稚園を閉園する内容で米原市立学校設置条例の一部改正議案を市議会令和4年第3回定例会に提案しています。

米原市立学校設置条例の一部改正議案が市議会で可決された場合の令和5年度の新入園児募集の取扱いに関して以下のとおり御案内させていただきます。

① 山東幼稚園の令和5年度の新入園児の募集について

新3歳児クラスの募集は中止させていただきます。なお、山東幼稚園新4、5歳児クラスの入園申込みは可能です。希望される場合は、通常の新規利用・転園申込み手続と同様に電子申請による申込みもしくは、紙面で申込みされる場合は保育幼稚園課まで申込みをお願いします。

※ 市ウェブサイトで募集の有無について正式に周知させていただきます。

(10月4日(火)予定)

② 山東地域からのいぶき認定こども園利用について

山東幼稚園閉園の場合は、山東地域からいぶき認定こども園を利用される方のうち、以下の利用要件に該当される方は、令和5年度から通園バスを利用することが可能です。

○ 通園バス利用要件

バスの運行時間にあわせた利用が可能な以下の方が利用可能です。

- ・ 4、5歳児クラス短時部利用者
- ・ 4、5歳児クラス長時部利用者で登園時のみ利用を希望される方
- ・ 3歳児クラス利用者のうち、家庭等事情により保護者の送迎が困難な方

※ バス運行時間

短時部クラスの保育時間に合わせて運行します。

登園：8時30分から9時の時間帯に園到着に合わせた時間で運行します。

降園：14時に園出発に合わせた時間で運行します（11時降園の場合は、11時出発に合わせた時間で運行します。）。

※ 3ページ以降新3歳児の募集を実施した場合の御案内も掲載していますので、御容赦ください。

1. 「子ども・子育て支援制度」とは

平成 27 年 4 月より幼児期の教育・保育や地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することを目的とした「子ども・子育て支援制度」が全国的に始まりました。この制度では、保育所・幼稚園・認定こども園・地域型保育事業への入所（園）を希望する利用者は、教育・保育の必要性に応じた教育・保育給付認定を受け施設を利用する内容となっています。

また、令和元年 10 月からは生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性に鑑み、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るという少子化対策の観点から、幼児教育・保育の無償化の取組みが始まりました。

2. 教育・保育給付認定とは

お子さんの年齢や教育・保育の必要性に応じて、次のとおり 1 号認定、2 号認定、3 号認定の 3 つの認定区分があり、利用できる施設や時間がそれぞれ異なります。

各認定区分	対象となるお子さん	利用できる施設・事業
1 号認定 (教育認定子ども)	満 3 歳以上で、教育を希望される場合	幼稚園、認定こども園 短時部（教育時間）
2 号認定 (保育認定子ども)	満 3 歳以上で保護者の労働や疾病等により保育を必要とされる場合	保育所、認定こども園 長時部（保育時間）
3 号認定 (保育認定子ども)	満 3 歳未満で保護者の労働や疾病等により保育を必要とされる場合	保育所、認定こども園 長時部（保育時間）、 地域型保育事業 (小規模保育事業所)

また、保育認定子どもである 2 号認定および 3 号認定の認定を受ける方は、保育を必要とする事由と保護者の状況に応じて、次のとおり「保育標準時間」または「保育短時間」の 2 種類による保育の必要量の認定に区分されます。

保育の必要量の認定	認定基準に係る時間等
保育標準時間 (1 日最大 11 時間の中で必要となる保育時間)	1 月当たり 120 時間以上（1 週間 30 時間以上）の就労を常態とする場合、母親が妊娠または出産後間がない場合、病気、けがまたは心身に障がいがある場合などが対象となります。
保育短時間 (1 日最大 8 時間の中で必要となる保育時間)	1 月当たり 48 時間以上 120 時間未満の就労を常態としている場合、求職活動、育児休業を理由として保育を希望される場合が対象となります。

※保育標準時間の認定は月に 120 時間の就労を要件として認定を行っていますが、就労時間が 120 時間未満の場合であっても就労証明書の就労時間が各施設が定める保育短時間の設定時間前後となる場合については、保育標準時間の認定が可能ですので御留意ください。

※受付期間内に申込み書類を提出された場合の支給認定証等の交付につきましては、子ども・子育て支援法第20条第6項の規定により「教育・保育給付認定申請に対する処分は、当該申請のあった日から30日以内にしなければならない」と定められているところですが、令和5年度の施設利用に向けた認定事務が集中し、審査に時間を要することから、令和5年1月下旬にお知らせする予定をしています。支給認定証の交付および施設等利用調整結果の通知につきましては、P15を御確認ください。

3. 各施設の利用年齢と特徴

各施設の利用年齢と特徴は、次のとおりです。

施設等の区分		年齢区分	施設等の特徴
幼稚園		3から5歳	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う施設です。
保育所		0から5歳	就労などの事由により家庭で保育できない保護者に代わって保育する施設です。
認定こども園	短時部	3から5歳	幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。
	長時部	0から5歳	
地域型保育事業		0から2歳	少人数の単位で子どもを預かる事業です。

4. 保育所・認定こども園長時部・地域型保育（小規模保育事業所）が利用できるのは

保育所・認定こども園長時部・地域型保育（小規模保育事業所）を利用できるのは、保護者が次のいずれかの事情にあり、保育が必要と認められた場合に限り（事前に2号認定または3号認定を受ける必要があります。）。

なお、小学校入学の準備や集団生活を体験させるため、あるいは下の子どもの保育に手が掛かるといふことなどの事由では、利用の対象とはなりません。

【保育の必要性の認定基準】

- (1) 1月において48時間（週3日、1日4時間）以上労働することを常態としている場合
- (2) 母親が妊娠中であるか、または出産後間がない場合
（おおむね出産前2か月、出産後6か月以内）
- (3) 病気、けがまたは心身に障がいがある場合
- (4) 病気または心身に障がいがある同居の親族を長期にわたり常時介護・看護している場合
- (5) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合
- (6) 求職活動を行っている場合
- (7) 就学している場合



【注意事項】

- ①土曜日に保護者の仕事が休みなどの場合、家庭での保育をお願いします。
- ②就労等の事情がある場合、保護者の希望により、延長保育制度が利用できます（別途延長保育料が必要です）。御希望の方は、各保育所・認定こども園等に御相談ください（延長保育を実施していない施設もあります）。
- ※保育時間、延長保育実施の有無については、別冊「米原市の保育所・幼稚園・認定こども園・小規模保育事業所の案内」を御参照ください。
- ③休所（園）日は、日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日から1月3日）です。ただし、災害時や感染症の集団感染発症時期には家庭保育をお願いする場合がありますので、御協力をお願いします。
- ※休所（園）日は、各施設によって異なる場合があります。

5. 通園方法は

(1) 公立幼稚園および公立・私立認定こども園短時部の通園方法は、次のとおりです。

施設名	通園方法
いぶき認定こども園（短時部）	4・5歳児は個人送迎または通園バス（有料）
かなん認定こども園（短時部）	
山東幼稚園	3歳児は原則個人送迎
おうみ認定こども園（短時部）	4・5歳児は原則通園バス（有料） 3歳児は原則個人送迎
まいばら認定こども園（短時部）	個人送迎
認定こども園 チャイルドハウス近江（短時部）	
柏原こども園（短時部）	
認定こども園 長岡学園（短時部）	個人送迎または通園バス（有料）

(2) 私立保育所および公立・私立認定こども園長時部の通園方法は、原則、個人送迎となります。ただし、認定こども園長岡学園長時部、醒井保育園、いぶき認定こども園長時部（朝のみ）、かなん認定こども園長時部（朝のみ）およびおうみ認定こども園長時部（朝のみ）では、通園バスを運行しているため一部地域の方は利用可能ですが、別途利用料が必要です。

6. 給食の提供について

(1) 年齢別の給食等の提供について

年齢区分	給食	おやつ	給食代等
3から5歳児	市内全園で給食提供を行っています。	1日1回(2号認定のみ) (午後)	各施設により規定された金額をお支払いいただきます。
0から2歳児		1日2回 (午前・午後)	給食・おやつ代は、保育料に含まれています。

※公立施設の3歳以上児の給食提供については、長期休業期間中を除いて、米原市立学校給食センターによる給食提供となります。

(2) 3歳以上児の副食費の免除について

3歳以上児クラス(1号認定は満3歳以上児)の給食費のうち副食費(おかず・おやつ代等)について、世帯の所得区分により、次のとおり副食費が免除される場合があります。

各認定区分	副食費免除対象者
1号認定 (教育認定子ども)	<ul style="list-style-type: none"> ・市民税所得割課税額 77,100 円以下の世帯 ・市民税所得割課税額 77,101 円以上 97,000 円未満の世帯で第3子以降の子ども ・全世帯の小学校3年生以下の子どものうち第3子以降の子ども
2号認定 (保育認定子ども)	<ul style="list-style-type: none"> ・市民税所得割課税額 57,700 円未満の世帯(ひとり親世帯等は市民税所得割課税額 77,100 円以下の世帯) ・市民税所得割課税額 57,700 円以上 97,000 円未満の世帯(ひとり親世帯等は市民税所得割課税額 77,101 円以上 97,000 円未満の世帯)で第3子以降の子ども ・全世帯の保育所、幼稚園および認定こども園を同時利用する子どものうち第3子以降の子ども

※副食費免除の対象者となる方には後日お知らせさせていただきます。

※副食費免除の基準となる市民税額については、4月から8月分までを令和4年度(令和3年分所得)の市民税額に基づき算定し、9月から翌年3月分までは令和5年度(令和4年分所得)の市民税額に基づき判定します。

7. 保育料について

令和元年10月から始まった国の幼児教育・保育の無償化により、3歳以上児クラス（1号認定は満3歳以上児）の保育料は無料となりますが、0から2歳児クラスの保育料は御負担いただくこととなります（市民税非課税世帯を除く。）。

（1）保育料徴収基準額

令和5年度の保育料基準額は、利用開始月の中旬頃に決定します。国や県の動向等に基づき変更される場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

【参考資料】令和4年度保育料（令和4年10月時点）

▼保育所・認定こども園長時部等に係る保育料

【令和4年度の月額負担(保育料)】

(円)

階層区分	推定年収	利用者負担		国・県の多子世帯等における保育料負担軽減事業		
		3歳未満児		国制度適用	県制度適用	
		保育標準時間	保育短時間			
A	生活保護世帯	—	0	0	—	—
B	市民税非課税世帯	～260万円	0	0	—	—
C	市民税所得割非課税世帯	～330万円	9,300	9,100	第2子：半額 第3子以降： 無償化	—
			0	0		
D1	48,600円未満	市民税所得割課税世帯	15,100	14,800	第2子：半額 第3子以降： 無償化	—
D2-1	72,800円未満		19,200	18,900		
D2-2	72,800円未満		9,600	9,450		
	うち57,700円未満		19,200	18,900		
D3-1	72,800円未満		10,800	10,500		
	うち57,700円以上		22,700	22,300		
D3-2	97,000円未満		10,900	10,500		
	うち77,101円未満		22,700	22,300		
	97,000円未満		10,900	10,500		
	うち77,101円以上		22,700	22,300		
D4	121,000円未満	～640万円	27,700	27,200	—	—
			11,000	10,500		
D5	145,000円未満		32,200	31,700		
			11,000	10,500		
D6	169,000円未満		36,200	35,600		
			11,100	10,500		
D7	235,000円未満	～930万円	44,200	43,400	—	—
			11,300	10,500		
D8	301,000円未満		48,200	47,400		
			11,300	10,500		
D9	397,000円未満	～1,130万円	51,200	50,300	—	—
			51,200	50,300		
D10	397,000円以上	1,130万円～	65,700	64,600	—	—
			65,700	64,600		

※利用者負担の上段は第1子、下段は第2子以降が利用した場合の料金を表示しています。

★毎年9月が保育料の切替時期となります。



※保育必要量により保育料が異なります。保育短時間の保育料は、国が示すとおり保育標準時間の98.3%（△1.7%）で設定しています。

※同時利用の場合は、年齢の高いお子さんから全額、半額、無料となります。

※令和元年10月から始まった国の幼児教育・保育の無償化によりB階層は無料となります。

※国・県による多子世帯等における保育料負担軽減事業により次のとおり軽減します。

- ・ C階層から D2-1階層 ⇒ 第2子は半額、第3子以降は全額免除（無料）
- ・ D2-2階層から D3-2階層 ⇒ 第3子以降は全額免除（無料）

※上記事業以外に、市単独事業として「第2子以降保育料軽減事業」を実施しており、申請手続きをしていただくことにより、次のとおり軽減します（申請手続きは、別途案内します。）。

- ・ C階層から D1階層の第2子以降⇒ 全額免除（無料）
- ・ D2階層から D8階層の第2子以降⇒ 次のとおり軽減します。

【保育短時間認定】10,500円に軽減

【保育標準時間認定】10,500円と該当する階層の保育標準時間と保育短時間の保育料の差額を加算した額に軽減

（所得制限によりD9階層およびD10階層は軽減対象となりません。また、年度当初に軽減対象であっても、9月以降の保育料算定替えにより軽減対象外となることがあります。）

(2) 保育料の決定について

令和5年度保育料については、4月から8月分までを令和4年度（令和3年分所得）の市民税額に基づき算定し、9月から翌年3月分までの保育料を令和5年度（令和4年分所得）の市民税額に基づき算定します。

なお、18歳未満のお子さんのうち出生順が2番目以降のお子さんを対象とした本市独自による保育料軽減事業を、令和5年度も引き続き実施する予定です。

(3) 保育料の納付方法および納付期限

- ① 保育料は、各金融機関の口座振替により納付していただきます。ただし、私立認定こども園は園による直接徴収となるため、園が定める納付方法によります。
- ② 市内公立認定こども園および私立保育所における納付期限（口座振替日）は、毎月月末（月末が金融機関の休業日の場合は翌営業日）です。必ず振替日の前日まで

に指定口座への入金をお願いします。私立認定こども園は園独自による口座振替となるため、納付期限も異なります。

(4) 保育料の延滞金と督促手数料

① 納期限までに保育料を完納されない場合は、納期限の翌日から納付される日までの日数に応じ、当該保育料に年 14.6%（納期限の翌日から 1 月を経過する以前の期間については、年 7.3%を限度として法令に定める率）の割合を乗じて得た額の延滞金を徴収します。また、督促状が出ている場合は、手数料 100 円を徴収します。

※施設（事業者）との直接契約等となる利用については、適用外となります。

② 平成 26 年 1 月 1 日以後の延滞金については、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に 1%の割合を加算した割合をいいます。）が年 7.3%の割合に満たない場合には、その年（特例基準割合適用年といいます。）中においては、上記①の年 14.6%の割合にあつては当該特例基準割合適用年における当該特例基準割合に年 7.3%の割合を加算した割合とし、年 7.3%の割合にあつては当該特例基準割合に年 1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3%の割合を超える場合には、年 7.3%の割合）となります。

※施設（事業者）との直接契約等となる利用については、適用外となります。

8. 申込み手続の電子申請について

私立認定こども園短時部、市外保育施設を除く新規入園、転園希望の方は、原則電子申請による利用申込みをお願いします。

- ・電子申請は、政府が運営するオンラインサービス「マイナポータル」内の「子育てワンストップサービス」へアクセスし申請をお願いします。
- ・「子育てワンストップサービス」では、サービス内で利用申込み書（米原市施設型給付費等教育・保育給付認定申請書または現況届）を作成し、必要書類のデータを添付して市へ利用申込みすることが可能です。
- ・申込み方法等詳細は、市役所各窓口、各園に設置している電子申請の申込み手順書を御確認をお願いします。

※電子申請できない方、在園の継続申込みの方は紙面での申込みが可能です。

※第 1 希望園と面談する場合があります。

9. 幼稚園・認定こども園短時部への申込み手続は

(1) 利用申込みができる子ども

米原市内の施設の利用を希望している満 3 歳から 5 歳児までの幼児です。

※住民登録がない方は、住民登録地の市町村に確認のうえ申込みください。

※満 3 歳利用ができるのは、市内私立認定こども園のみです。

(2) 受付期間および受付場所等

○市内幼稚園（※）および公立認定こども園短時部新規利用申込み、転園申込みの方

※山東幼稚園の令和5年度の募集については、P2を御確認ください。

受付日時、受付方法	受付場所
10月17日（月）から10月31日（月）まで 受付方法：電子申請 受付時間：受付期間内であればどの時間帯でも申請が可能です。 ※電子申請の利用ができず、書面での申請の場合は、午前8時30分から午後5時15分（市役所開庁時間） 10月20日（木）、27日（木）は、午前8時30分から午後7時（窓口事務延長）となります。	保育幼稚園課

※施設見学を希望される場合は、各施設に御連絡をお願いします。なお、見学の実施状況については、施設により異なります。

○市内私立認定こども園（チャイルドハウス近江、長岡学園、柏原こども園）短時部

新規利用申込み、転園申込みの方

受付日時、受付方法	受付場所
10月17日（月）から10月31日（月）まで 受付方法：書面申請 受付時間：認定こども園の開所（園）時間内（新型コロナウイルス感染症防止対策として過密を防ぐためにも必ず電話等で施設に申込みの事前予約をお願いします。）	第1希望施設

【注意事項】

- 公立施設は定員を超えて利用希望があった場合、各施設における地区内（旧町）在住の対象児の利用を優先し、さらに定員を超える場合は地区内（旧町）在住の申込み児童の中で抽選により決定させていただきますので、あらかじめ御了承ください（私立施設の場合は、各施設の基準により選考されることとなります。）。

(3) 利用申込みに必要な書類

申込み書類等は、保育幼稚園課、山東支所、各市民自治センター、行政サービスセンター窓口および市内の各幼稚園・認定こども園に設置しているほか、米原市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。

○米原市施設型給付費等教育・保育給付認定申請書…子ども1人につき1枚

→新規、転園申込みの方（私立認定こども園短時部を除く）は、子育てワンストップサービスで作成可能ですので、申請書は窓口でお渡ししません。

※電子申請される方は、以下の書類については、PDF、Word、Excel、写真撮影した画像いずれかのデータで提出をお願いします。

○入園願書…山東幼稚園の利用申込みをされる方のみ。

○アレルギー調査票…新規利用申込みをされる方のみ。

○心配な事がら確認シート…新規利用申込みをされる方のみ。

→心配な事がら確認シートは、お子さんの健康や発達に関することで心配なことがある場合に提出してください。

○本人確認書類を撮影した画像データ（マイナンバーカード、免許証、パスポート等官公署が発行した顔写真入りの身分証明書もしくは各種健康保険証＋年金手帳等顔写真がない官公署等が発行した身分証明書2点）

→電子申請の場合のみ必要となります。

（4）幼稚園型一時預かりの利用について

幼稚園、認定こども園短時部では就労等をされているにもかかわらず、子どもの教育・保育給付認定区分が1号認定の方を対象者とし、通常保育（教育時間）終了後および長期休業期間中に保育を利用できる幼稚園型一時預かり事業を実施している施設があります。通常保育（教育時間）以外の時間も保育が必要な場合は、幼稚園型一時預かり（詳しくはP26を御覧ください）の利用を御検討ください（利用方法等詳細は施設により異なりますので、各施設までお問い合わせください。）。

10. 保育所・認定こども園長時部・小規模保育事業所への申込み手続は

（1）利用申込みができる子ども

【保育所・認定こども園長時部】

米原市に住民登録をし、保育を必要とする小学校就学前の子どもです。

【小規模保育事業所】

米原市に住民登録をし、保育を必要とする0歳から2歳児までの乳児です。

※利用される前月末までに転入予定で、あらかじめ転入先住所も確定している場合に限り米原市に住民登録がない子どもでも申込み手続が可能です。

※令和5年度中に米原市への転入が確定していて、諸事情により利用される前月末までに転入ができない方は、P18のQ1を御確認ください。

(2) 受付期間および受付場所等

○市内保育所、認定こども園長時部および小規模保育事業所への新規利用申込み、転所(園)申込みの方

受付日時、手続方法	受付場所
<p>10月17日(月)から10月31日(月)まで</p> <p>手続方法：電子申請</p> <p>受付時間：受付期間内であればどの時間帯でも申請が可能です。</p> <p>※電子申請の利用ができず、書面での申請の場合は、午前8時30分から午後5時15分(市役所開庁時間)</p> <p>10月20日(木)、27日(木)は、午前8時30分から午後7時(窓口事務延長)となります。</p>	保育幼稚園課

※施設見学を希望される場合は、各施設に御連絡をお願いします。なお、見学の実施状況については、施設により異なります。

○市内保育所、認定こども園長時部および小規模保育事業所への継続利用希望の方
在園児きょうだいの新規利用申込みの方

受付日時、手続方法
<p>10月17日(月)から10月31日(月)まで</p> <p>手続方法：電子申請または書面申請</p> <p>受付時間：電子申請の場合、受付期間内であればどの時間帯でも申請可能です。</p> <p>書面申請の場合、保育所・認定こども園・小規模保育事業所の開所(園)時間内となります。</p>

○市外保育所(認定こども園長時部を含む。)へ申込みの方

受付日時、手続方法	受付場所
<p>受付期間は希望施設により異なりますので、事前に御確認をお願いします。</p> <p>手続方法：書面申請</p> <p>受付時間：午前8時30分から午後5時15分(市役所開庁時間)</p> <p>10月20日(木)、27日(木)は午前8時30分から午後7時(窓口事務延長)となります。</p>	<p>市役所本庁舎2F</p> <p>保育幼稚園課</p>

【注意事項】

- ① 受付期間終了後に教育・保育給付認定申請書を提出された場合、受付期間中に提出された方の利用調整後、改めて利用調整を行うこととなりますので、希望される保育所、認定こども園長時部等を利用できない場合があります。**必ず利用申込み受付期間中に申込みをしてください。**
- ② 育児休業明けや出産等の事由により**年度途中利用希望の方も、必ず受付期間中に申込みをしてください。令和6年4月職場復帰で3月からならし保育を希望される方も必ず申込みをしてください。**受付期間終了後の申込みについては、毎月10日を締切日として随時入所（園）調整をします。利用希望の方は、必ず利用希望月の前月10日までに保育幼稚園課まで申込みください。また、受付期間終了後の選考方法については、**申込み時期に関わらず毎月10日時点で指数の高い方を優先して調整を行います。**
- ③ 利用申込み後に利用を辞退される場合や、米原市施設型給付費等教育・保育給付認定申請書の記載事項（家庭状況、住所、勤務先、勤務時間等）に変更があった場合は、速やかに保育幼稚園課へ変更申請書等を提出してください。また、**教育・保育給付認定申請書提出後の自己都合による利用希望施設の変更は一切受け付けません。**
- ④ 利用申込み後に利用希望月を変更される場合は、申込み書類を再度御提出いただいたうえで利用調整を行います。なお、**利用調整の結果、御希望に添えない場合もありますので御注意ください。**
- ⑤ 教育・保育給付認定申請書等に事実と相違がある場合は、利用決定を取り消す場合があります。

(3) 利用申込みに必要な書類

申込み書類等は、保育幼稚園課、山東支所、各市民自治センター、行政サービスセンター窓口および市内の各保育所、認定こども園、小規模保育事業所に設置しているほか、米原市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。

- 米原市施設型給付費等教育保育給付認定申請書…子ども1人につき1枚（新規利用申込み・転園希望の場合）

⇒新規、転園申込みの方は、子育てワンストップサービスで作成可能ですので、申請書は窓口でお渡ししません。

- 米原市施設型給付費等教育保育給付認定現況届…子ども1人につき1枚（継続利用希望の場合）

⇒電子申請を希望される場合は、子育てワンストップサービスで作成が可能です。

※電子申請される方は、以下の書類については、PDF、Word、Excel、写真撮影した画像いずれかのデータで提出をお願いします。

○保育を必要とする証明書…両親について、次のいずれかの書類提出が必要です。

①就労および就労見込み…「就労証明書」

・通勤時間を勤務時間に加算して月の勤務時間が父母それぞれ 120 時間以上である場合保育標準時間（1日最大 11 時間）を選択することが可能です。この場合は、別途「通勤・通学経路時間申立書」を添付してください。

自営業従事者、専従者および家族従事者は、営業許可証、確定申告書等自営業に従事していることを証明する書類を添付してください。

②農業従事…「農業申立書」

農業委員会等に農業従事者の確認を行いますので、御了承ください。

③病気・障がい…「診断書（本人）」または身体障害者手帳・療育手帳等

④同居親族の看病…「診断書（介護）」および「介護（その他）申立書」

身体障害者手帳、診断書、要介護認定証等介護される方の状況を証明する書類を添付してください。

⑤出産…「出産予定証明書」または母子手帳の写し（表紙と出産予定日掲載のページ）

⑥学生…「在学証明書」および「カリキュラム」

⑦求職中または事業準備中…「就労予定申立書」

利用開始後、おおむね 2 か月以内に就労証明書などで就労開始の証明が必要となります。3 か月以内に就労開始を証明できない場合、**退所（園）** となりますので御承知おきください（就労予定申立書による利用期間の延長はできません。）。

⇒上記①、②、④および⑥については、最低勤務（従事）時間が 1 日 4 時間以上かつ月 12 日以上必要となります。

⇒利用後に保育を必要とする状況を継続して確認させていただくため、令和 5 年 6 月頃に再度保育を必要とする証明書等を提出していただきます。

○アレルギー調査票…新規利用申込み・転所（園）申込みをされる方、3 歳児クラスに進級する公立施設の継続申込みをされる方のみ。

○心配な事がら確認シート…新規利用申込み・転所（園）申込みをされる方のみ。

⇒お子さんの健康や発達に関することで心配なことがある場合に提出してください。

○本人確認書類を撮影した画像データ（マイナンバーカード、免許証、パスポート等官公署が発行した顔写真入りの身分証明書もしくは各種健康保険証・年金手帳等顔写真がない官公署等が発行した身分証明書 2 点）

⇒電子申請の場合のみ必要となります。

○世帯の状況記入シート（追記用）

⇒申込み書に世帯員が書ききれない場合に提出してください。

11. 保育所・認定こども園長時部・小規模保育事業所への利用の決定は

(1) 利用調整について

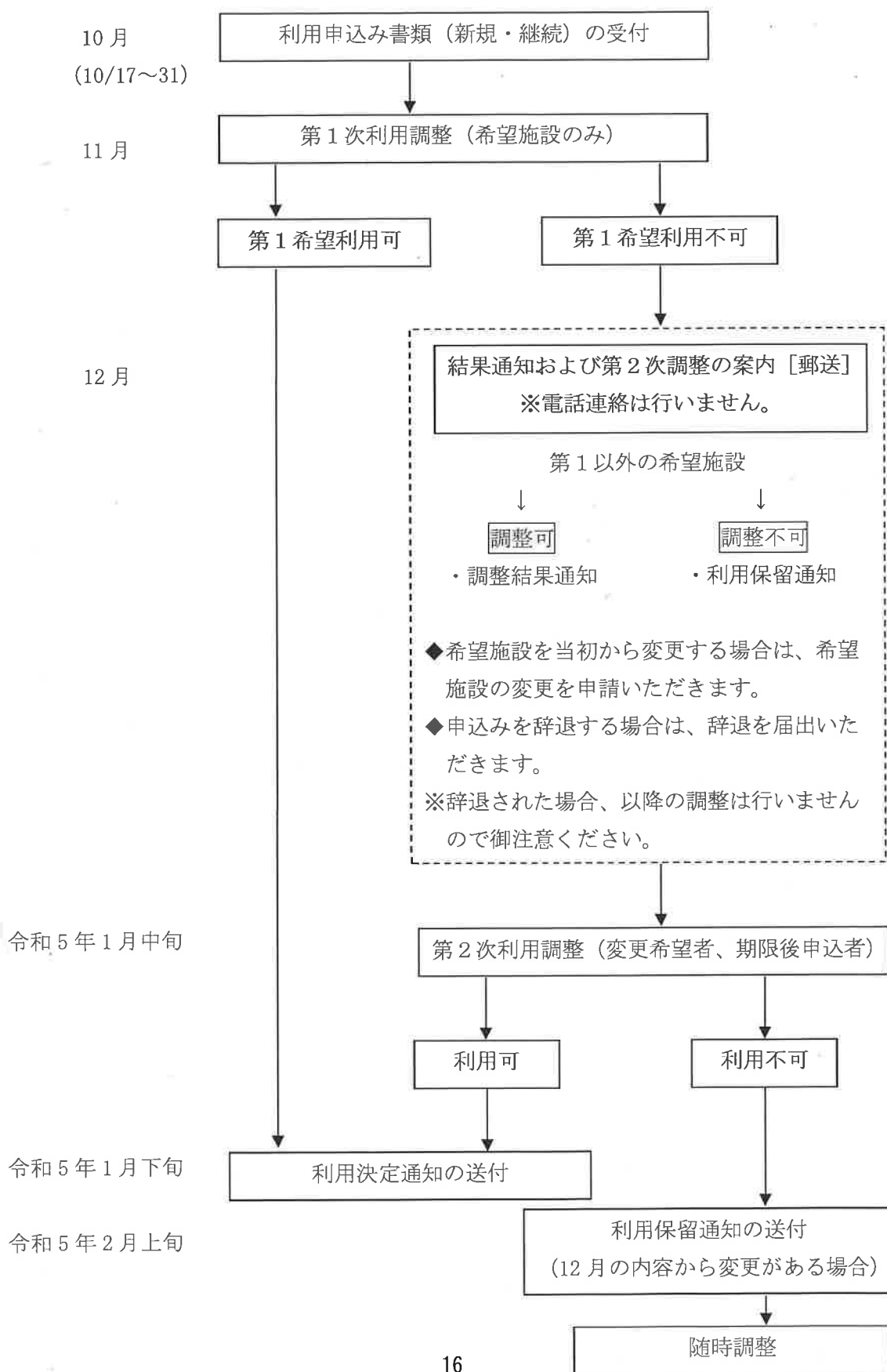
●受付期間中に申込み書類を提出された場合

受付期間中に提出された書類をもとに内容を審査させていただきます。なお、利用申込み者数が利用希望される保育所等の定員を超える場合、市が定める基準表（市HPを参照お願いします。）に基づいて在園児童も含めて利用調整を行います。利用調整の結果、利用希望される保育所等を利用できない場合や待機していただく場合がありますので、御承知おきください。

●受付期間中の利用調整について

- ①利用調整の結果、第1希望の施設が利用可能な場合は令和5年1月下旬、第1希望以外の施設が利用可能な場合もしくは待機いただく場合は12月頃に御案内させていただきます。利用調整の流れについては、P16を御確認をお願いします。
- ②利用調整は希望施設のみを対象に行いますので、市内の他の施設で空き枠がある状況でも、希望されない場合は利用調整を行いませんので御留意ください。
- ③施設の利用決定後に利用開始月の変更を行う場合は、受付期間終了後の申込みとして再調整を行います（申込み書類も再度提出が必要です）。再調整により利用希望月の変更ができない場合もありますので御注意ください。

【利用調整の流れ】



●受付期間終了後に利用申込み書類を提出された場合

定員に余裕がある保育所等に限り、利用調整を行います。ただし、保育所等や子どもの年齢によって受入れ状況が異なりますので、希望に添えない場合や利用できない場合があります。

●保育士等の子どもの利用調整上の配慮について

全国的な保育士不足の中、県下では保育人材の確保により、待機児童を解消することを目的として、保育士等の子どもの優先入所の取扱いを実施しています。保護者が県内保育所・幼稚園・認定こども園等に勤務する保育士等の場合、利用調整上配慮しますので、利用申込み時に勤務する県内施設の就労証明書の提出をお願いします（詳しくはP27を御覧ください）。

※利用調整上優先するものであり、保育士等の子どもの入所を保証するものではありません。

12. よくある質問（各種Q&A）

【幼稚園・認定こども園短時部に関すること】

Q1：幼稚園・認定こども園（短時部）の保育料はどうなりますか？

A1：幼児教育・保育の無償化により保育料は無料となります。ただし、施設により決められている実費徴収費（給食代、制服の購入費、保護者会費等）については無償化の対象外となります。
給食代のうち副食費（おかず・おやつ代等）については所得により免除される場合があります（詳しくはP6を御覧ください）。

Q2：1号認定で認定こども園を利用している者ですが、普段就労しているため夏季休業期間中のみ2号認定に変更することはできないでしょうか？

A2：原則就労時間等の特別に家庭の事情が変わらない限り、夏季休業期間中のみ2号認定への変更は認めていません。認定こども園では1号認定の子どもで、保育を必要とする場合において長期休業期間中にお子さんをお預かりする幼稚園型一時預かり事業を実施している場合があります。夏季休業期間中のみ保育を希望される場合は幼稚園型一時預かりの御利用を御検討ください（詳しくはP26を御覧ください）。

【保育所・認定こども園長時部等に関すること】

《新年度募集に関するQ&A》

Q 1 : 米原市内に転入予定ですが、保育所・認定こども園（長時部）等の利用申込みはできますか？

A 1 : 利用月の前月末までに転入予定（住民登録が必要）で、転入先住所もあらかじめ確定している場合に限り、新年度の利用申込みを受け付けます。米原市の申込み手順により手続きをしてください。

転入時期、転入先が未定の方は、現住所地の市町村にお申込みの上、広域利用の協議をお願いします。

なお、転入時期が未定で令和5年度中に米原市への転入が確定している方は、現住所地の市町村にお申込みの上、賃貸借契約書、建物工事請負契約書等転入が確認できる書類の写しと現住所地で提出された申込み書類の写しを米原市の受付期間内に郵送等で保育幼稚園課まで御提出ください（令和5年度中に転入が確定している広域利用希望者については、市内在住者と同基準で利用調整を行います。）。

Q 2 : 保育所・認定こども園（長時部）等を利用する場合、保育標準時間（11時間）と保育短時間（8時間）を選択できますか？

A 2 : 就労等により1月120時間以上（1週間30時間以上）を常態としている場合等は保育標準時間（11時間）、就労等により1月120時間未満を常態としている場合等は保育短時間（8時間）の施設利用が可能です。ただし、就労証明書等により8時間を超える保育標準時間の利用ができる要件を満たしている場合でも、**米原市施設型給付費等教育・保育給付認定申請書の裏面（③保育の利用を必要とする理由等）の「利用希望時間」欄に短時間を希望される旨を記載されますと「保育短時間（8時間）」による保育の必要量認定となりますので、御留意ください。**

Q 3 : 1月の就労時間が120時間未満ですが、勤務時間の都合上保育短時間（8時間）の送迎時間に間に合わないのに、保育標準時間（11時間）で利用申込みできますか？

A 3 : 就労証明書等の勤務時間、通勤・通学経路時間申立書により提出された通勤時間から保育短時間での送迎が困難であることが確認できる場合に限り保育標準時間を選択することが可能です。ただし、保育の時間は施設と相談のうえ就労に合わせた時間で送迎をお願いします（通勤・通学時間は利用調整の指数には反映されません。）。



Q 4 : 出産予定の子どもも利用申込みできますか？

A 4 : 出産前でも申込みは可能です。ただし、利用可能月齢は各施設によって異なります。

Q 5 : 求職中でも利用申込みできますか？

A 5 : 求職中でも申込みは可能です。就労開始後、速やかに就労証明書を提出してください。ただし、利用後、おおむね2か月以内に就労することが条件となりますので御留意ください（最長3か月が求職中による施設利用の限度期間です。）。

Q 6 : 育休中でも利用申込みできますか？

A 6 : 令和5年度中に育児休業を終えて職場復帰予定の方もしくは令和6年4月職場復帰で3月からのならし保育を希望される方は、当該申込み期間中に必ず手続きをしてください。利用は原則として、復帰1月前からとなります。ただし、利用希望の子どもが令和5年4月1日現在で3歳以上の場合は、令和5年4月からの利用申込みが可能な場合があります（新規入園・転園児童、認定こども園短時部に在籍している児童は令和5年度中に職場復帰すること、保育所・認定こども園長時部に在籍している児童は就学までに職場復帰することが要件となります。）。

Q 7 : 母が出産予定ですが、上の子の利用申込みはできますか？

A 7 : 出産のために家庭で保育ができない場合も申込みできます。ただし、施設の利用期間は、産前2か月、産後6か月の計8か月が限度となります。

Q 8 : 保育所（認定こども園長時部等を含む。）と幼稚園（認定こども園短時部を含む。）のどちらに入所（園）するか迷っていますが、両施設への利用申込みはできますか？

A 8 : 併願することは可能です。ただし、保育所（認定こども園長時部等を含む。）の利用を希望される場合は、保育を必要とする事由がある場合のみ対象となります。

Q 9 : 米原市外の保育所・認定こども園（長時部）を利用申込みすることはできますか？

A 9 : 米原市外の保育所・認定こども園（長時部）でも申込みは可能です。米原市が定める様式により利用申込み手続きをしてください（市町村により追加で書類が必要な場合があります。）。ただし、利用調整は保育所・認定こども園（長時部）所在地の市町村が行いますので、市町村の事情により利用できない場合がありますので、御留意ください。また、申込みの受付期間についても市町村によって異なりますので、事前に御確認をお願いします。

Q10：1施設だけを利用希望した場合は、利用調整が優先されますか？

A10：第1希望のみの申込みによる優先的な取扱いは、一切しません。希望される保育所・認定こども園（長時部）等が定員を超える場合、希望施設内でのみ利用調整を行いますので、できる限り希望施設を御記入ください。なお、市内の他の施設で空き枠がある状況でも、希望されない場合は利用調整を行いませんので御留意ください。

Q11：入園の申込みをしましたが、どのように調整するのですか？

A11：申込み者数が希望保育所・認定こども園（長時部）等の定員を超える場合には、市が定める基準表に基づいて在園児童も含めて利用調整を行います。

Q12：申込み前に施設の見学はできますか？

A12：施設の見学は各施設で受付していますので、各施設まで御確認をお願いします。なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策により見学できない場合がありますので、御容赦ください。

Q13：ならし保育はいつからですか？また、期間はどの程度ですか？

A13：ならし保育の期間や内容は、お子さんの年齢や受入施設によって異なりますので、事前に希望施設に確認してください。なお、ならし保育期間としては1から2週間程度が多いです。ただし、利用日以前にならし保育を行うことはできません。

《保育料に関するQ&A》

Q1：保育所・認定こども園（長時部）の保育料はどうなりますか？

A1：令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化により、3歳以上児クラスの保育料と0から2歳児クラスの市民税非課税世帯の保育料は無料となります。ただし、施設により決められている実費徴収費（給食代、制服の購入費、保護者会費等）については無償化の対象外となりますので御注意ください。なお、給食代のうち副食費（おかず・おやつ代等）については所得により免除となる場合があります（詳しくはP6を御覧ください）。

Q2：延長保育料も幼児教育・保育の無償化の対象となり、無償化されますか？

A2：無償化の対象外です。通常保育の時間（保育短時間：8時間保育、保育標準時間：11時間保育）を超える時間の保育には延長保育料が発生します。

Q 3 : 保育料はどのように算定するのですか？

A 3 : 保育料は保護者（原則として父母）の市民税額に基づき算定します。なお、令和5年度保育料は利用月中旬頃に決定するため、決まり次第お知らせします。

Q 4 : 入園前に保育料の金額を教えてください。

A 4 : 事前に保育料を把握する必要がある（申込を検討している場合も含む）場合は、保護者の方の身分証明書を持参の上保育幼稚園課または各窓口までお越しく下さい（お電話では個別の保育料階層等をお伝えする事はできません。）。なお、保育料の決定通知については、入園月の中旬頃に随時通知いたします。

※課税額が転入時期によってはわからない場合もありますので、事前に御相談ください。

Q 5 : 保育所・認定こども園（長時部）等を欠席した場合、保育料は日割計算になりますか？

A 5 : 欠席については、日数にかかわらず保育料をお返すことはできません。

Q 6 : ひとり親家庭の保育料は減額されますか？

A 6 : 保護者の市民税額により両親世帯と比較して減額になる場合があります。

Q 7 : 公立施設と私立施設または市外の施設で保育料は違いますか？

A 7 : 市民（米原市に住民登録している方）が米原市内または市外の施設を利用される場合、保育料に違いはありません。ただし、施設によって保育時間（開設時間）が異なります。

Q 8 : 次男、次女の場合は、「二人利用」の保育料が適用されますか？

A 8 : 保育所、幼稚園、認定こども園等に利用中のお子さんの中で上から順に「一人利用」、「二人利用」と数えます。在園児がお一人だけの場合は、次男・次女でも「一人利用」の保育料が適用されます。なお、階層区分によっては国・県による「多子世帯における保育料負担軽減事業」が適用となり、第2子が半額、第3子以降が全額免除（無料）となる場合があります。

Q 9 : 市独自による「第2子以降の保育料軽減事業」とは、どのような内容ですか？

A 9 : 米原市では社会全体で子育て支援することを目的として、18歳未満のきょうだいのうち第2子以降の子どもについては、市独自の保育料軽減措置を実施しています。国、県による「多子世帯における保育料負担軽減事業」のほかに保護者からの申請手続に基づいて、市独自で全額免除（無料）または実費相当額のみ負担まで軽減

を実施しています（所得制限により、対象とならない場合があります。）。

Q10：保育料の口座振替予定日に口座残高が不足していて引落しができなかった場合の手続は、どうなりますか？

A10：市内公立認定こども園（長時部）および私立保育所の保育料が口座振替できなかった場合は、翌月に納付書をお届けしますので米原市役所各窓口、お近くの金融機関の窓口もしくはコンビニエンスストアで納めてください。

※私立認定こども園および小規模保育事業所は、各施設で保育料を徴収されているため、各施設までお問い合わせください。

Q11：保育料の口座振替先を変更したいのですが、どうしたら良いのですか？

A11：口座振替依頼書（市役所窓口、市内保育所・公立認定こども園、保育幼稚園課に設置）に必要事項を記入し、市役所窓口、保育幼稚園課、市内保育所・公立認定こども園、金融機関のいずれかへ御提出ください。なお、保育料の口座振替依頼書の提出の御案内は、利用先施設確定後にさせていただきます。

※私立認定こども園および小規模保育事業所は、各施設で保育料を徴収されているため、各施設までお問い合わせください。

《その他のQ&A》

Q1：年度途中から希望する施設の利用申込みは可能ですか？

A1：年度途中でも利用申込みは可能です。ただし、御家庭の保育を必要とする状況、希望先の施設の空き状況（職員の配置状況等）によりますので、御希望に添えない場合があります。市内幼稚園・保育所・認定こども園等は原則として月単位での施設利用となりますので、利用日は月初、退所（園）日は月末が基本です。月の途中に保育が必要になった場合は、一時預かり保育サービスを御利用ください。また、利用申込みは遅くとも利用希望月の前月10日までをお願いします。

Q2：仕事を辞めた場合、すぐに退所（園）しなければならないのでしょうか？

A2：保育所・認定こども園（長時部）等に利用している子どもの保護者が仕事を辞められた場合、再度仕事に就く予定であれば「就労予定申立書」を提出してください。おおむね2か月以内に就職することが条件になります（最長3か月が求職中による施設利用の限度期間です。）。

Q 3 : 勤務先や就労形態、就労時間等が変わった場合は、どうすればよいのですか？

A 3 : 就労状況に変更があった場合は、速やかに保育幼稚園課へ変更申請書等を提出してください。なお、1月において48時間(週3日、1日4時間)以上労働することを常態としていない場合は、保育認定ができませんので御注意ください。

Q 4 : 小規模保育事業所は保育所とは違うのですか。

A 4 : 小規模保育事業所は児童福祉法に基づく市の認可事業で、施設の運営等に関する基準は認可保育所に準じ、定員19人以下で0から2歳児の乳児を対象に小規模で保育を行う施設です。保育料は保育所・認定こども園等と同様に保護者等の市民税額に基づき算定された金額を御負担いただくこととなります。

Q 5 : 入園後子どもたちはどのように1日を過ごしますか。

A 5 : 入園が決定後に各施設より保育の内容等説明が実施されます。利用される施設により異なりますが、参考資料としてある公立認定こども園のある1日をP28に掲載しました。

Q 6 : 利用決定後に入園月を変更したいのですが、どうしたら良いのですか？

A 6 : 入園月の変更を希望される場合は、再度利用調整を行いますので、保育所等の利用申込み書類を提出してください。ただし利用調整の結果、利用月を変更できない場合もあります。

Q 7 : 電子申請の方法がわからないのですが、どうしたら良いのですか？

A 7 : 政府が運営するマイナポータル内の子育てワンストップサービスにアクセスすることで、電子申請が可能です。申請方法の詳細は市役所各窓口、各園に設置している電子申請の申込み手順書を御確認ください。

13. 米原市内の保育所・幼稚園・認定こども園・小規模保育事業所一覧表

(令和5年度市内保育所・幼稚園・認定こども園・小規模保育事業所)

施設名		所在地・連絡先等	利用定員 ※
米原市立 山東幼稚園 ※山東幼稚園の令和5年度の募集については、P2を御確認ください。		池下91番地 電話 55-8400 FAX 55-4300	110人
社会福祉法人 大樹会 米原保育園		米原667番地2 電話 52-2477 FAX 52-3118	80人
社会福祉法人 大樹会 米原保育園分園きらめき園		朝妻筑摩2483番地 電話 52-8826 FAX 52-6850	30人
社会福祉法人 石龍会 醒井保育園		醒井547番地1 電話 54-0215 FAX 54-1073	30人
社会福祉法人 大原福祉会 大原保育園		朝日199番地1 電話 55-2060 FAX 55-2331	120人
社会福祉法人 石龍会 認定こども園 チャイルドハウス近江	長時部	宇賀野290番地 電話 52-1067 FAX 52-1430	90人
	短時部		15人
社会福祉法人 湖北報恩会 認定こども園 長岡学園	長時部	長岡1167番地4 電話 55-0061 FAX 55-8222	100人
	短時部		15人
社会福祉法人 柏葉会 柏原こども園	長時部	柏原2293番地1 電話 57-0077 FAX 57-0102	65人
	短時部		15人
米原市立 いぶき認定こども園	長時部	春照1950番地 電話 58-2001 FAX 58-2003	120人
	短時部		60人
米原市立 かなん認定こども園	長時部	三吉343番地 電話 54-1200 FAX 54-2288	85人
	短時部		15人
米原市立 おうみ認定こども園	長時部	顔戸199番地1 幼児棟 電話 52-5560 FAX 52-5561 乳児棟 電話 52-5585 FAX 52-5586	290人
	短時部		110人
米原市立 まいばら認定こども園	長時部	下多良146番地1 電話 52-3362 FAX 52-5131	170人
	短時部		75人
合同会社 ハイジ 顔戸ハイジ保育園		顔戸498番地1 電話 050-8883-0908 FAX 52-5221	19人

※ 利用定員は令和4年10月時点での予定人数のため、確定ではありません。

14. 公立認定こども園における延長保育事業について

公立認定こども園では保護者の就労状況の多様化に伴い、早朝延長保育（7：00～7：30）、夕方延長保育（18：30～19：00）を実施しています。

利用決定後、事前登録により、ニーズを把握した上で実施について決定します。

【利用決定後】

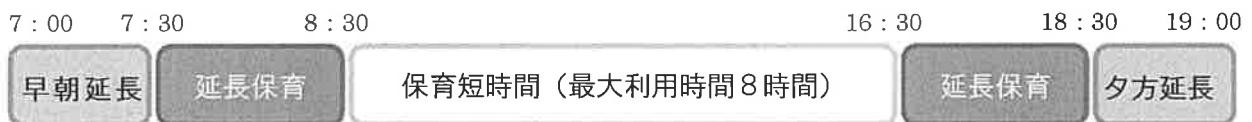
各施設から事前登録の案内をさせていただきます。

登録を希望された方には、状況確認等により施設とヒアリングをさせていただき、実施の決定をさせていただきます。

【早朝・夕方延長保育事業の実施時間帯および利用料金】

各延長保育の利用料金は1回（時間帯）につき100円です。1か月当たりの上限はありません。

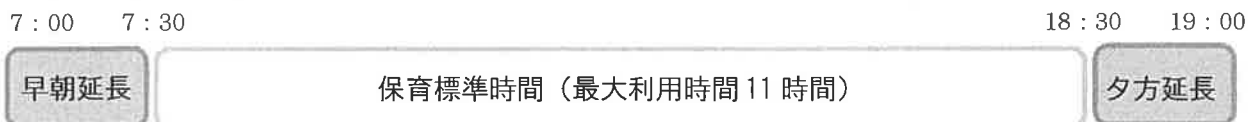
◎保育短時間認定の方が利用された場合



例) 朝7時から夕方19時までの利用料金は、1日400円となります。

朝7時から16時30分までの利用料金は、1日200円となります。

◎保育標準時間認定の方が利用された場合



例) 朝7時から夕方19時までの利用料金は、1日200円となります。

朝7時から18時30分までの利用料金は、1日100円となります。

15. 一時預かり事業の実施について

(1) 一般型一時預かり事業について

家庭内で主に未就園のお子さんを一時的に保育できなくなる場合に保育園等でお預かりする制度です。

【一般型一時預かり事業概要】

実施施設	公立	まいばら、かなん、おうみ、いぶき認定こども園
	私立	大原保育園、柏原こども園、長岡学園
利用時間	公立	平日 8:30～16:30 土曜 8:30～16:30
	私立	平日 8:30～16:30 土曜 8:30～12:00 (柏原こども園のみ 16:30 まで) ※利用時間については、御相談に応じます。
利用料金	公立	3歳児以上 1日 1,000円 半日 500円 3歳児未満 1日 3,000円 半日 1,500円
	私立	※4時間以内の利用が半日の料金になります。上記料金の他に給食費、おやつ代が別途発生します。

(2) 幼稚園型一時預かり事業について

認定こども園短時部、幼稚園に在籍されているお子さんを長期休業期間中など通常保育（教育時間）の時間外にお預かりする制度です。利用方法、頻度、料金は施設により異なりますので各施設までお問合わせください。

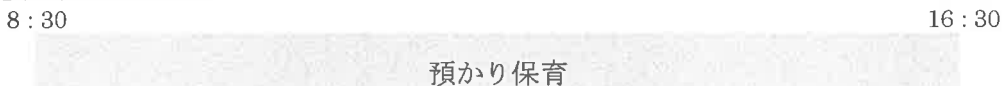
例. 公立認定こども園の幼稚園型一時預かり

通常保育（教育時間）終了後も利用料金：1回 450円、おやつ代別途実費 50円により預かりが実施されます（利用者が市の規定する保育の必要性の認定基準（P4）に一致する場合は無償化されます。認定基準に一致しない場合は上限5日/月までの利用となります。）。

①通常時（長期休業中以外の預かり保育）



②長期休業期間中



16. 保育士等の子どもの利用調整上の優先について

全国的な保育士不足の中、県下では保育人材の確保により、待機児童を解消することを目的として、保育士等の子どもの優先入所の取扱いを実施しています。県内の保育施設等で勤務する保育士等の子どもについて、優先的に利用調整を行っているため、保育士・幼稚園教諭の方が勤務しやすい環境となっています。

○保育士等の優先利用に該当するための条件

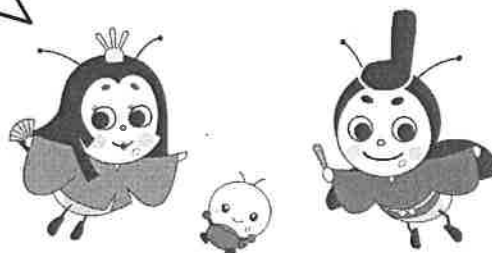
保護者のいずれかが、次のいずれにも該当すること。

- ・ 県内の幼稚園、保育所、認定こども園等で保育士（教諭）もしくは幼稚園教諭として勤務しているまたは勤務予定である。
- ・ 市内保育所、認定こども園等にお子様を入園希望（中）である。
- ・ 就労証明書を申込期限内に提出すること。
- ・ 月 48 時間以上就労すること。

※週当たりの勤務日数が多いほど、優先順位が高くなっています。

⇒保育士(保育教諭)もしくは幼稚園教諭として勤務を検討されている方はぜひ、市内施設での勤務を御検討ください！

市内各園の募集情報は
私立園 ⇒ 各園まで
公立園 ⇒ 保育幼稚園課まで
お問い合わせください。



17. 入園した場合の園児の1日について

ある公立認定こども園に入園した場合のある1日の生活の様子を掲載します。

0～2歳児		3～5歳児	
		長時部	短時部
随時登園	7:00	随時登園	
各クラスへ移動	8:30	各クラス移動	短時部登園
出欠確認等	9:00	朝のつどい	
異年齢の友だちと遊ぶ		先生や友だち、異年齢の友だちと遊ぶ	
おやつ	10:00	季節ならではの遊びをする	
先生や友だちと遊ぶ			
給食	11:00		
お昼寝	11:30	給食	
		絵本、紙芝居を見る	
	14:00	短時部降園もしくは預かり保育開始	
おやつ	15:00	おやつ、やりたい遊びをする	
帰りの準備 クラス終了	16:30	長時部クラス終了	預かり保育終了降園
延長保育		延長保育	
随時降園	19:00	随時降園	

※教育・保育給付認定内容、施設により利用する時間帯、保育の内容は異なります。

18. 記入例

様式第11号 (第10条関係)

米原市施設型給付費等教育・保育給付認定現況届

米原市長 様

令和4年10月18日

保護者住所：米原市米原1016番地
 保護者氏名：米原 修
 電話番号：090-1234-5678

押印不要
です。

子ども・子育て支援法第22条の規定により、関係書類を添えて以下のとおり現況を届け出ます。

支給認定証番号	(ふりがな) 子どもの氏名	子どもの 生年月日	施設(事業者)名
1234	(まいばら ゆみこ) 米原 由美子 <small>個人番号：123456789123</small>	平成30年5月15日	まいばら認定こども園
保育の利用を希望する期間 <input checked="" type="checkbox"/> 小学校就学前まで <input type="checkbox"/> 年 月 日まで			
続柄	保育の利用を必要とする理由		
父	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障がい <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他(職活動) 途中退園の場合は、末日
母	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障がい <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他(職活動) までになります。
出産予定： <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 出産予定日： 年 月 日			
生活保護の状況		1 受けている 2 年 月 日から受けている 担当ケースワーカー：()	
区分	(ふりがな) 氏名	子どもと の続柄	生年月日 職業または 学校名等
子どもの 世帯員	(まいばら おさむ) 米原 修 <small>個人番号：234567891234</small>	父	S59年1月1日生 山東オート
	(まいばら ゆうこ) 米原 優子 <small>個人番号：345678912345</small>	母	S62年2月1日生 湖北スーパー近江店
	(まいばら わたる) 米原 渉 <small>個人番号：456789123456</small>	兄	H24年 米原小学校在学
	(まいばら きょうこ) 米原 今日子 <small>個人番号：567891234567</small>	姉	H26年
	() <small>個人番号：</small>		

※現況届下欄について
・利用希望施設記入欄：利用調整により他園に調整となった場合の希望園記入欄になります。

他の利用希望施設記入欄 第2希望：米原保育園 第3希望：おうみ認定こども園

令和4年10月18日

保護者氏名

米原 修

米原市長 様

教育・保育給付認定を受けたいので、子ども・子育て支援法第20条第1項の規定により、
保育給付費等に係る教育・保育給付認定を申請します。

押印は不要です。

申請に係る小学校 就学前子ども	(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	の有無
	(まいばら ゆみこ) 米原 由美子 個人番号: 123456789123	平成30年5月15日	男・ <input checked="" type="checkbox"/> 女	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無
保護者 住所・連絡先	(住所) 米原市米原1016番地 (連絡先) 母: 090-1234-5678 53-5133			「有」に記入 してください。
認定証番号		認定証交付の希望の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
保育の希望の 有無(※)	<input checked="" type="checkbox"/> 有: 保護者の労働または疾病等の理由により、保育所等において保育の利用を希望 する場合(幼稚園等と併願の場合を含む。)			
	<input type="checkbox"/> 無: 幼稚園等の利用を希望する場合(保育所等と併願の場合を除く。)			

(※)

- ・「保育所等」とは、保育所、認定こども園(長時部)、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育をいいます(以下同じ。)
- ・「幼稚園等」とは、幼稚園、認定こども園(短時部)をいいます。
- ・「有」を○で囲んだ場合は、①～④に、「無」を○で囲んだ場合は、①、②および④に必要事項を記入してください。

①世帯の状況

区分	(ふりがな) 氏名	子ども との 続柄	生年月日	性別	職業 または 学校名等	前年度分 (当年度分) 市民税 課税の有 無	備考
子どもの 世帯員	(まいばら おさむ) 米原 修 個人番号: 123456789123	父	S59年1月1日	<input checked="" type="checkbox"/> 男・ <input type="checkbox"/> 女	山東オート	<input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	同居
	(まいばら ゆうこ) 米原 優子 個人番号: 234567891234	母	S62年2月1日	男・ <input checked="" type="checkbox"/> 女	湖北スーパー 近江店	<input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	同居
	(まいばら わたる) 米原 渉 個人番号: 34567891234	兄	H24年8月2日	<input checked="" type="checkbox"/> 男・ <input type="checkbox"/> 女	米原小学校 在学	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	
	(まいばら きょうこ) 米原 今日子 個人番号: 45678912345						
生活保護の適用の有無				<input type="checkbox"/> 無・ <input type="checkbox"/> 有(年 月 日保護開始)			

入園日は1日としてください。

途中退園の場合は、末日までになります。

②利用を希望する期間、希望する施設(事業者)名

利用希望期間	令和5年4月1日から <input type="checkbox"/> 年 月 日まで <input checked="" type="checkbox"/> 小学校就学前まで	
利用を希望する施設(事業者)名	施設(事業者)名・希望理由	施設・事業者 番号*
	第1希望 (希望理由) <input checked="" type="checkbox"/> 自宅に近いため <input type="checkbox"/> 職場 まいばら認定こども園 <input type="checkbox"/> 通勤経路にあるため <input type="checkbox"/> 兄弟等が 入所(園)しているため <input type="checkbox"/> その他	
	第2希望 (希望理由) <input checked="" type="checkbox"/> 自宅に近いため <input type="checkbox"/> 職場に近いため 米原保育園 <input type="checkbox"/> 通勤経路にあるため <input type="checkbox"/> 兄弟等が 入所(園)しているため <input type="checkbox"/> その他	
	第3希望 (希望理由) <input type="checkbox"/> 自宅に近いため <input checked="" type="checkbox"/> 職場に近いため おうみ認定こども園 <input type="checkbox"/> 通勤経路にあるため <input type="checkbox"/> 兄弟等が 入所(園)しているため <input type="checkbox"/> その他	
	第4希望 (希望理由) <input type="checkbox"/> 自宅に近いため <input type="checkbox"/> 職場に近いため かなん認定こども園 <input type="checkbox"/> 通勤経路にあるため <input type="checkbox"/> 兄弟等が 入所(園)しているため <input checked="" type="checkbox"/> その他	
第5希望 (希望理由) <input type="checkbox"/> 自宅に近いため <input type="checkbox"/> 職場に近いため 醒井保育園 <input type="checkbox"/> 通勤経路にあるため <input type="checkbox"/> 兄弟等が 入所(園)しているため <input checked="" type="checkbox"/> その他		

③保育の利用を必要とする理由等

*保護者の労働または疾病等の理由により保育所等において保育の利用を希望する場合

保育の利用を必要とする理由	続柄	保育を必要とする理由 <input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障がい <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他() (具体的な状況(勤務先、就労時間・日数等や疾病の状況など)) 山東オート 8時30分～18時30分 週6日勤務	保育の希望が無の場合 は記入不要です。
	父	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障がい <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他() (具体的な状況(勤務先、就労時間・日数等や疾病の状況など)) 湖北スーパー近江店 8時～18時 週5日勤務	
母			
家庭の状況	<input type="checkbox"/> ひとり親家庭 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 左記以外		
希望する利用時間	利用曜日	利用希望時間	
	月曜日から 金曜日まで	7時30分から18時30分まで <input checked="" type="checkbox"/> 保育標準時間(1日最大11時間保育) <input type="checkbox"/> 保育短時間(1日最大8時間保育)	

④在宅障がい

氏名(申請者)
()

⑤税情報等の

米原市が適用する。おおよそ保育施設等に

こちらに記載された内容と保育必要理由により保育必要量(保育標準時間、保育短時間)を認定します。保育標準時間の認定要件を満たしていても保育短時間を希望された場合は保育短時間として認定します。

保育必要量に対する利用時間

保育標準時間：7：30～18：30の利用もしくは

7：00～18：00の利用

保育短時間：8：30～16：30の利用もしくは

8：00～16：00の利用

※施設により利用時間が異なります。「米原市の保育所・幼稚園・認定こども園・小規模保育事業所の案内」で御確認ください。

※記入される利用曜日や時間はあくまで目安であり、実際の利用曜日等は就労証明書等保育を必要とする証明書の内容によりますので御注意ください。

してください。)

および等級

付認定に必要な市民税

に基づき決定した保育料に

保護者名 米原修

押印は不要です。

市記入欄

受付年月日

認定の可否

可・否

(否とする理由)

年 月

支給の可否

利用施設

認定こども園

幼稚園

備考

備考

備考

備考

備考

備考

備考

備考

備考

備考

備考

備考

備考

記入不要

(裏面)



保育所・幼稚園・認定こども園や子育てに関する御相談は、

保育幼稚園課まで。

電話 0749-53-5133 (直通)